

# 国立大学法人筑波大学教育研究費不正防止計画

平成 27 年 2 月 24 日  
教育研究費管理推進委員会  
改正 平成 28 年 3 月 22 日  
改正 平成 31 年 3 月 5 日

筑波大学では「国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針」第3項に基づき教育研究費の適正な運営及び管理を行うため、国立大学法人筑波大学教育研究費不正防止計画を以下のとおり定める。

## I. 定義

### ○教育研究費

研究費だけでなく教育に係る経費も含めた全ての経費

### ○部局責任者

国立大学法人筑波大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項において定められた部局責任者

### ○部局副責任者

部局責任者を補佐し、日常的に実効的な管理監督が可能となるよう部局責任者が任命する者

### ○役職員等

本学の役員、教職員、学生及び本学の教育研究費の執行に関わる者

## II. 不正防止計画

事項	番号	不正を発生させる要因	具体的な対策 (教育研究費管理推進委員会)	具体的な対策 (部局責任者)
1. 責任体系の明確化	①	責任の所在が不明確で、責任及び意思決定が曖昧である。	・教育研究費の運営、管理に係る「最高責任者」、「統括管理責任者」、「部局責任者」及び「部局副責任者」を体系的に定め、ホームページにより公表する。	・教員が部局責任者となっている部局においては、当該部局の事務を所掌する支援室長等の事務系職員及び域、専攻、学類等の長を、部局副責任者に任命する。
	②	時間の経過、人事異動による責任者の交代等により、責任体系が形骸化し、責任意識が低下する。	・定期的に周知徹底を図り、責任意識の低下を防止する。	・後任者への確実な引継ぎを行う。 ・部局副責任者へ責任の範囲を明示する。
2. 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備	①	ルール・職務権限等が明確化・統一化されておらず、役職員等に十分に理解されていない。	・学内で定めるルール・職務権限等は、職位等に応じたうえで分かりやすく、かつ実態に即するものに整備する。	・ルールと実態の乖離がないかどうかを確認し、関係する本部部局に相談できる体制を整備する。
	②	教育研究費の運営及び管理についての知識・認識が希薄であり、理解が乏しい。	・役職員等に対し、不正防止のためのコンプライアンス教育を実施し、誓約書の提出を求める。 ・コンプライアンス教育は定期的・反復的に実施を求める。	・コンプライアンス教育の受講状況を管理監督し、誓約書を提出させる。 ・構成員に対し、定期的・反復的なコンプライアンス教育機会を設ける。
<p>・本部各局は教育研究費管理推進委員会の実施部門として、各不正発生要因に対し具体的な対策を講じ、学内外に対し周知徹底を図る。</p>				
3. 教育研究費の適正な運営及び管理活動	番号	不正を発生させる要因	具体的な対策(本部)	
	①	不明瞭・無計画な予算執行	・教育研究費の目的に合致し説明責任を果たせる予算執行の必要性を周知 ・学内のルールと配分機関等が定めるルールの乖離状況の把握、学内周知 ・計画的な予算執行の必要性や繰越制度等について周知	主な担当 財務部 教育推進部 研究推進部 産学連携部
	②	過度や長年に渡る取引から生じる業者との密接な関係・癒着	・オープンスペースでの打合せ推奨を周知 ・不正な取引に関与した業者への処分方針の策定・周知(学外) ・取引業者から誓約書等の提出を依頼(学外)	契約課
	③	発注業務の形骸化	・発注業務に係る権限と責任及びルールの明文化・周知	契約課
	④	納品検収業務の形骸化	・納品検収担当者の義務と責任を周知 ・特殊な役務契約等は実効性のある明確なルールを周知	契約課
	⑤	非常勤職員等の勤務実態の確認不足	・非常勤職員等の勤務実態の事務部門管理徹底を周知	組織・職員課
	⑥	転売が行われやすい物品の管理の不徹底	・換金性の高い物品を特定し、管理方法等を周知	契約課
	⑦	出張計画・実行状況の確認不足	・出張計画・実行状況、出張依頼先機関から旅費支給有無(重複支給)等について事務部門確認徹底を周知	全会計センター
	⑧	通報窓口が不明確であり、不正が潜在化	・学外通報窓口を含めた通報窓口及び通報者の保護について周知	総務課
<p>・部局責任者は、教育研究費の適正な運営について構成員に対し周知徹底を行うほか、部局内で適切に教育研究費の運営が行われているか、モニタリングする。</p>				
番号	不正を発生させる要因	具体的な対策(部局責任者)		
⑨	予算執行管理の不足	・教育研究費執行状況の把握、執行計画との比較等による検証 ・執行状況に問題がある場合は協議の上、改善策を実行		各部局

## III. モニタリング

教育研究費管理推進委員会は、不正を発生させる要因の把握及びその除去に努め、監査室による監査結果報告及び部局責任者からの報告書等に基づき、本不正防止計画の定期的な見直しを行う。